

特集 《日本弁理士会知的財産支援センター 10周年》

弁理士会の歴史的一幕を飾る、支援センター と全国9支部による新たな活動開始年度

—支援センタースリム化に向けての改編・組織替—

平成19、20年度センター長 飯田 昭夫



平成19～20年度の2年、それは平成18年の全国支部化に伴い、支援センターの役割の見直し、「支部と支援センターの新たな協力体制」始動の年度でした。

平成19年度は、平成18年度に産声を上げた北海道、東北、関東、北陸、中国、四国の6支部との具体的協力関係を構築する記念すべき年となり、この全国支部化に伴い支援センターの組織をスリム化する組織変更を行いました。特に、支援センターと支部活動で重複する事業を見直し支部の自立した活性化を目標として、支援センター内事業部の役割分担も行いました。

ここで、支援センターと支部との関係では、支援センターは支部活動をサポートするものであることが明確となり、地方自治体との協力関係は、支部を中心にして行うことが基本となりました。このことは会員全体の社会貢献活動への意識づけの一助となったと考えます。

例えば、県との知的財産支援協定の覚書の締結当事者として、支部単独あるいは支部と支援センターが連名で署名（署名者は支部長とセンター長）することになり、各県の当事者に県内弁理士の存在を明確にアピールし、組織として県を支援できる体制が整ったこととなります。

記憶に残る対外的事業としては、内閣府・経済産業省・文部科学省等主催の「産学官連携推進会議」でのワークショップの開催、「地方自治体との知的財産支援協定の締結」、支部と共同して行った「地方自治体における「知財セミナー」の開催・協力、総務省・弁理士会等の主催による「ICTベンチャー知財セミナー」における支部との共同作業」「小中学校での知財教育活動」等。

平成19年度：

平成19年6月16・17日京都で開催された第6回産学官連携推進会議では谷義一日本弁理士会会長が分科

会のパネリスト（テーマ：「知的財産を軸とする産学官連携の新展開」）として登場し、例年支援センターと日本弁護士連合会が共同運営しているワークショップ（テーマ「現場で使える！知財のポイント—知財の専門家が産学連携の重要論点を解明する—」）と合同相談会に花を添えました。この会議の参加者も4000人を超えるようになりました。この会議が継続されたことは、国家政策としての知財立国を象徴するものとして、我々弁理士に勇気を与えるものであるとともに、弁理士は必ずしも知財専門家であるとは認識されていないことを我々に認識させる会議でもありました。それゆえに、毎年継続して行っている日本弁護士連合会の共同主催したワークショップ（弁護士と弁理士による寸劇）や法律相談会は存在感をアピールする上で効果的な事業でした。

地方自治体との関係では①富士宮市及び富士宮商工会議所との知財支援協定の締結（平成19年6月1日）、②愛媛県との知財支援協定の締結（平成19年10月4日）、③長野県との知財支援協定の締結（平成19年11月21日）、④秋田県との知財支援協定の締結（平成20年3月3日）更には、⑤島根県、島根大学及び松江工業高等専門学校との知財支援協定の締結期間満了に伴うセレモニー（平成20年3月26日）がありました。この協定締結を通じて、地方自治体と各支部、それをサポートする支援センターという位置づけが明確になりました。秋田県との協定締結記念イベント「知的財産活用セミナー」では「中小企業をサポートする弁理士」に関する講演をすることにより、弁理士の広範囲な役割を理解してもらえたと考えています。

島根県との8年間の協定関係は、支援センターの歴史でもあり、同県はしまね知的財産総合支援センターを設置するなど、地域知財戦略実行のモデルケースとなるほどに、知財戦略をしっかりと根付かせました。

まさしく、「優等生の卒業」と言える、協定の発展的解消でした。この8年間に築かれた日本弁理士会と鳥根県との太い絆は、今後とも協定外での支援と相互協力といった形で引き継がれるものと期待されます。

総務省と連携したICTベンチャー支援事業を第3事業部から第2事業部に移管し、第3事業部のスリム化を試みました。日本弁理士会が国の機関と共同主催する数少ない事業ですが、数年継続することによりノウハウが蓄積され、支部との共同作業として成功したと言えます。この事業は、私は副会長の時に、他の省庁との共同主催事業第2弾として開始したものであるだけに感無量の事業でした。

昨年度産声を上げた最大会員数の関東支部との関係は、所在地が同じであるだけに混乱が起こりやすい関係でしたが、筒井大和会員（平成21年度日本弁理士会会長）が支援センター副センター長と関東支部の支部長を兼任、且つ平成20年度関東支部支部長の川久保会員も副センター長を兼任されたことにより、関東地区における地域知財支援活動を支援センターから関東支部に移管することをスムーズに行うことができました。

小中高支援につきましては、関東支部と活動がダブる無駄を避けるため、寸劇等の実行部隊を第1事業部から関東支部に移管しましたが、寸劇団員を関東支部から他の支部に派遣するにはいろいろと解決すべき障害があることがわかりました。そこで次年度は支援センターに寸劇実行部隊を戻し、各支部の要請に対応す

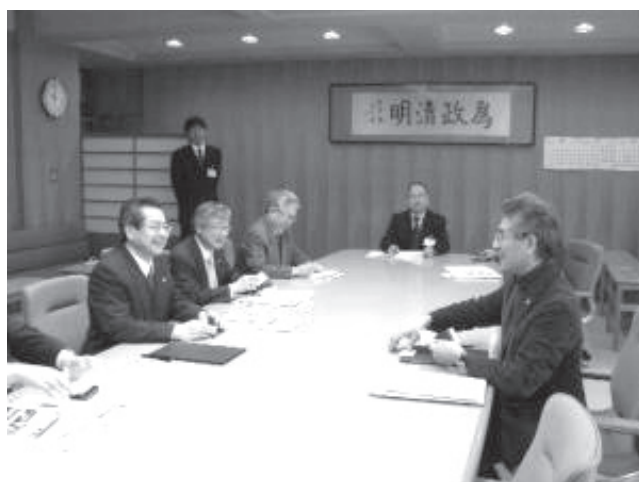
ることにしました。寸劇の実行がない1年間でしたが、その間に第1事業部では2本の寸劇の台本を作成しました。

平成20年度：

平成20年6月14・15日第7回産学官連携推進会議（6月14・15日）が開催され、昨年同様日本弁護士連合会との共同主催によるワークショップ（テーマ「弁護士と弁理士が語る産学官連携・知財のイロハ～基本に立ち戻って考えよう～」）と合同相談会を開催しました。相談内容は法律的な高度な問題が増えてきており、弁護士と弁理士のペアの回答は質問者に満足を与えたようでした。総務省等との共同主催の「ICTベンチャー知財セミナー」も順調に開催されましたが、講義の内容に高度性を要求されるようになりました。開催地は福岡市、東京都、いわき市で九州支部、中国支部、関東支部、東北支部の協力のもと開催しました。

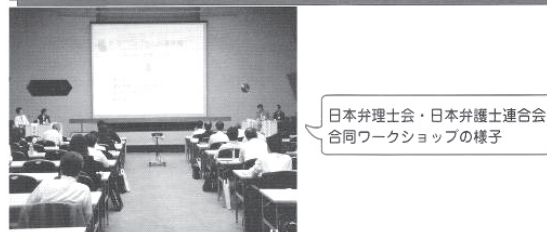
本年度は今までとは異なり、第2事業部とパテントコンテスト委員会との協力関係を強め、産学官連携のサポートのみならず、パテントコンテスト用の事前授業も大学訪問のツールの1つに加えました。パテントコンテスト（デザインパテントコンテスト含む）向け事前セミナーをパテントコンテスト委員会、支部と分担して、次の大学で、セミナーを開催しました。岡山大学、鹿児島大学、秋田大学、秋田県立大学、鳥取大学、北見工業大、北海道大学、名古屋市立大学で行いました。

尚、前年度同様、主に第3事業部により①地方自治



秋田県知事との知財協定締結現場

特集 第7回産学官連携推進会議



展示ブースの様子



体支援事業、②中小企業向け情報収集事業、及び③支援員向け情報収集事業が行われました。

地方自治体からの支援要請内容は多様化してきており、知財セミナーに慣れた自治体ではセミナーに対する評価が年々厳しくなる傾向があり、適切な講師の選任が難しくなってきたようです。

支援センターが企画するセミナーは受講生がグループに分かれて討論する演習を設けることが特徴になっているので、受講生からは好評です。この年は、北海道（研究職員向け）・岩手県（経営者コース・中級コース）・秋田県（ブランドセミナー）・山形県（演習も行うセミナー）・宮城県（通常のセミナー）・石川県（知

財実務者研修とセミナー）・鳥取県（行政職員向け著作権セミナー・研究職員向けセミナー）・高知県（職員向け知財勉強会）・愛媛県（県民向けセミナー）で開催しました。地方自治体が進化した内容のセミナーを希望・企画している場合には積極的に支援していくことにしました。

このような活動とは別に、総務部・出願等援助部のような、地道な活動に支えられた2年間であり、ともに活動して頂いた、副センター長・事業部長・運営委員の皆様へ感謝しております。

（原稿受領 2009. 12. 14）

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
パテント編集部会担当 須藤 浩

記

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載号** 2010年9月号以降順次
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上厳守～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※お手数ですが、原稿冒頭に要約を掲載しますので、400字程度の要約文章の作成をお願い致します。
- 応募予告** メールまたはFAXにて応募予告をして下さい。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の住所・氏名・所属・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文締切** 2010年7月30日（金）（9月号分）掲載予定原稿を考慮し原則先着順
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-4-2
- 選考方法** 当委員会の委員で構成される選考委員会にて審査します。
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。